

22日、COVID-19対策国家指導委員会の会合がダム副首相の主催下で開催されたところ、概要（抜粋）は以下のとおりです。

国家指導委員会は、感染リスクが高いグループ（ハノイ）について、首相指示16号を引き続き4月30日（1週間延期）まで実施するよう提案。一方で、国家指導委員会は、市の人民委員長が権限及び実際の状況に基づき、感染症防止の確保を前提に、必需品でない商品・サービスを取扱う店の営業を決定することを許可するよう首相に提案した。

感染リスクがあるグループに対しては、省市の人民委員長が、管轄地域の実際の状況に基づき、感染症防止の確保を前提に、必需品でない商品・サービスを取扱う店や露店の営業を決定すると提案した。

感染リスクの低いグループに対しては、必需品でない商品・サービスを取扱う店の営業を認めるが、顧客への感染防止措置を十分に実施し、顧客が規定された間隔を取る必要がある。店の経営者は、自分が管理する店舗における感染症対策の実施に責任を負うべきである、と提案した。

また、国境ゲート、大型工業団地がある地域や非契約労働者が多い大都市がこれらの対象者の感染防止を重視する必要がある。

各省市の人民委員会は、民宿等労働者が大勢いる住宅地に暮らすワーカー、非契約労働者、脆弱者、学生、大学生など、感染リスクがあるグループの感染防止に焦点を当てる必要がある。

各省市の人民委員会は、医療施設での感染防止、風邪やインフルエンザの症状がある患者や非契約労働者、脆弱者、民宿に暮らすワーカーの検体採取の強化、民宿における感染対策の実施の指導を強化する。